

アカデミック利用

[学校教育法第1条](#)に規定する学校、および、[国立大学法人法第2条第4項](#)に規定する大学共同利用機関（以下これらを併せて「アカデミック研究機関」という。）が、当該機関内部での研究目的に限定して使用をする場合

研究利用

「企業研究向け」とは、アカデミック研究機関以外の研究機関（民間企業の研究部門を含む）で、当該機関内部での研究目的に限定して使用をする場合

大学共同利用機関でない非営利公的研究機関にも適用する

商用利用

「アカデミック利用」及び「研究利用」以外の目的で使用する場合

ただし、非営利公的研究機関が収益を伴う商用に相当する場合は「商用」とする